

売買参加者資格認定基準

- 1 申請時において、20歳以上である。
- 2 販売又は加工の業務を営み、その期間が、2年以上あり、取引物品について評価の経験がある。
- 3 年間500万円（花き部は300万円）以上市場取引額があり、それを完済し、又は支払い方法が解決している。
- 4 水産物部においては、原則として小売業（鮮魚商）を営む買出人である。
- 5 水産物部においては、食品衛生法第52条に規定する許可を受けている。
- 6 申請者の住所及び店舗の所在地がいわき市内である。